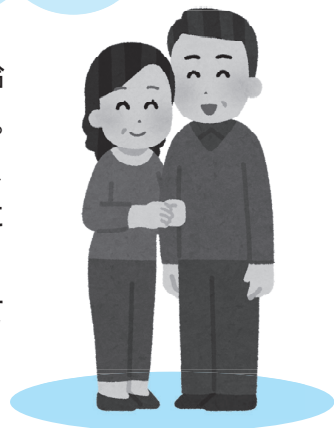




# 退職後に受けられる年金

被用者年金一元化(平成27年10月)以降、退職後に受けられる老齢・退職給付には、厚生年金の「老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」があります。これらの年金は、原則として65歳から支給されますが、老齢厚生年金には、「特別支給の老齢厚生年金」があり、支給開始年齢は下表のように生年月日に応じて異なっています。

一般組合員の方の場合、昭和36年4月1日以前に生まれた方が対象となっており、その後に生まれた方は、65歳からの支給となります。



## ●老齢厚生年金の支給開始年齢

一般組合員	特定消防組合員※1	支給開始年齢	支給イメージ
昭和29年10月2日生 } 昭和30年4月1日生	昭和34年4月2日生 } 昭和36年4月1日生	61歳	
昭和30年4月2日生 } 昭和32年4月1日生	昭和36年4月2日生 } 昭和38年4月1日生	62歳	
昭和32年4月2日生 } 昭和34年4月1日生	昭和38年4月2日生 } 昭和40年4月1日生	63歳	
昭和34年4月2日生 } 昭和36年4月1日生	昭和40年4月2日生 } 昭和42年4月1日生	64歳	
昭和36年4月2日生 }	昭和42年4月2日生 }	65歳	

※1 特定消防組合員とは、階級が消防司令以下であり、退職時または受給権発生日時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた方をいいます。

※2 「退職共済年金(経過的職域加算額)」は、平成27年9月30日以前の組合員期間に応じて支給されます。

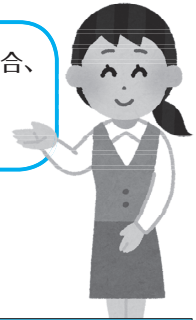
※3 加給年金額は、一定の支給要件を満たした配偶者または子がいる場合に加算されます。

▶▶▶ 支給開始年齢よりも前に年金を受けることができます！ ◀◀◀

本来の支給開始年齢よりも前に年金を受給したい場合は、60歳以降に繰上げ請求を行うことにより、減額された「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

また、この繰上げ請求については、国民年金から支給される「老齢基礎年金」の全部繰上げ請求と同時に行う必要があります。

繰上げ請求を行った場合、年金額は1月当たり0.5%減額となります。



●繰上げ請求したときの減額割合の目安

生年月日 ( )は特定消防組合員	支給開始 年 齢	年金の種類	繰上げ請求年齢				
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
昭和29年10月2日～昭和30年4月1日 (昭和34年4月2日～昭和36年4月1日)	61歳	老齢厚生年金等	6%	—	—	—	—
		老齢基礎年金	30%	24%	18%	12%	6%
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (昭和36年4月2日～昭和38年4月1日)	62歳	老齢厚生年金等	12%	6%	—	—	—
		老齢基礎年金	30%	24%	18%	12%	6%
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (昭和38年4月2日～昭和40年4月1日)	63歳	老齢厚生年金等	18%	12%	6%	—	—
		老齢基礎年金	30%	24%	18%	12%	6%
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (昭和40年4月2日～昭和42年4月1日)	64歳	老齢厚生年金等	24%	18%	12%	6%	—
		老齢基礎年金	30%	24%	18%	12%	6%
昭和36年4月2日～ (昭和42年4月2日～)	65歳	老齢厚生年金等	30%	24%	18%	12%	6%
		老齢基礎年金	30%	24%	18%	12%	6%

※表中の割合は、誕生月に請求した場合を例に記載しています。

実際の減額割合は月単位で算定するため、表中の率とは異なる場合があります。



繰上げ請求の注意点

- 一度決められた減額率は生涯変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。
- 事後重症などによる障害厚生(基礎)年金や寡婦年金等は受けられません。

気になる  
ワンポイント



障害者・長期加入者の特例とは？

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、または公務員として加入していた被保険者期間が44年以上であるときは、65歳に到達するまでの間、老齢厚生年金に“定額部分(老齢基礎年金相当額)”や、一定の要件を満たす方には“加給年金額”が加算されます。

注1 当該特例は、厚生年金等の被保険者である間は適用されません。

注2 当該特例が適用となる方が老齢厚生年金等を繰り上げて受給すると、年金の一部が支給停止となる場合がありますので、繰上げ請求を検討される際は、当組合金課までご相談ください。

お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414